

～令和8年度～

町県民税申告の手引

申告相談の受付期間

令和8年1月30日(金) から 3月16日(月) まで

※ 申告日程と受付時間は、世帯の収入の種類やお住いの地区によって異なりますので、必ず「町県民税（所得税）申告相談受付日程表」を確認し、該当する受付区分の日程でお越しください

収入が給与・年金のみの世帯の事前予約制による申告について

申告会場の混雑緩和と待ち時間解消のため、町内で申告をする対象者が最も多い「収入が給与・年金のみの世帯」を対象に、【完全予約制】による申告受付日を設定しております。予約方法は電話や窓口での受付のほか、オンラインによる受付も行いますのでご活用ください。なお、1日あたりの予約枠を50人程度の先着順としております。

※予約いただいた時間に来場されても、当日の状況に応じてお待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○電話予約・窓口予約の場合

予約開始：令和8年1月15日（木）から ※土日祝日を除く

予約受付時間：午前9時から午後5時まで

○オンライン予約(LoGo フォーム)の場合

予約開始：令和8年1月15日（木） 午前9時から ※24時間受付可

予約方法：右の二次元コードまたはURLからアクセスしてください

<http://logoform.jp/f/gkMZ8>



◆申告に関する問合せ先・事前予約制の申告の予約受付

南三陸町役場 町民税務課 税務係 電話：0226-46-1372（直通）

◆郵送による申告書の提出先

〒986-0725 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地

南三陸町役場 町民税務課 税務係（住民税担当）あて

目次

- 申告が必要かどうか確認してみましょう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 収入の種類と申告に必要なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 1-1 収入が全くない
 - 1-2 非課税所得のみ
 - 1-3 給与収入がある 【給与所得】
 - 1-4 公的年金等収入（国民年金や厚生年金など）がある 【雑所得（公的年金等）】
 - 1-5 個人年金などの公的年金以外の年金収入がある 【その他雑所得】
 - 1-6 事業収入（漁業や農業、営業）や不動産収入がある 【事業所得・不動産所得】
 - 1-7 上記以外の収入がある
- 所得控除や税額控除など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 2-1 社会保険料控除
 - 2-2 小規模企業共済等掛金控除
 - 2-3 生命保険料控除
 - 2-4 地震保険料控除
 - 2-5 寡婦・ひとり親控除
 - 2-6 勤労学生控除
 - 2-7 障害者控除
 - 2-8 配偶者控除（配偶者特別控除）
 - 2-9 扶養控除
 - 2-10 寄付金税額控除
 - 2-11 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）
 - 2-12 医療費控除
- 源泉徴収票の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 3-1 給与所得の源泉徴収票（見本）
 - 3-2 公的年金等の源泉徴収票（見本）
- 医療費控除の明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 収入のない旨の届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 役場の申告会場に来場する前の最終確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

申告が必要かどうか確認してみましょう

収入の種類と申告に必要なもの

収入の種類によって、あらかじめ準備・記入するものや、申告の受付日程が異なります。各項目の説明と、「町県民税（所得税）申告相談受付日程表」を確認のうえ、該当する受付区分の日程で申告してください。

1-1 収入が全くない

年金収入やパート・アルバイト収入等も全くない場合に該当します。収入がなく、親族に扶養されている場合も該当します。

記入する書類 「収入のない旨の届出書」（15 ページ）

提出先・提出方法 提出方法などの詳細は下記の「収入がなくても申告は必要なの？」の項目をご覧ください。

※ 開口だけの漁業や家事消費分だけの小規模農業の場合などはこの項目には該当せず、事業所得がある場合の申告区分（4 ページ参照）となりますのでご注意ください。

1-2 非課税所得のみ

非課税所得とは、所得金額に算入されず課税の対象とならない所得です。代表的なものとして、遺族年金や障害年金、失業保険などが該当します。非課税所得のみの場合は、収入が全くない場合と同様の手続きをお願いします。

記入する書類 「収入のない旨の届出書」（15 ページ）

提出先・提出方法 提出方法の詳細は下記の「収入がなくても申告は必要なの？」の項目をご覧ください。

収入がなくても申告は必要なの？

収入が全くない場合や非課税所得のみの場合、町県民税が課税されることはありませんが、申告をしないと、町で所得の情報が把握できず未申告の扱いとなります。

役場で取り扱う行政サービスには、所得の情報を用いて審査・算定するものが数多くあります。このため、収入が全くない場合や非課税所得のみの場合（配偶者控除の対象または家族の扶養となっている場合を含む）でも必ず申告を行ってください。

○申告をしないと・・・

- ・所得に関する証明書の交付が受けられない
- ・国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅の家賃などが高額になる
- ・医療や介護、福祉サービスの利用者の負担額が高額になる など

収入がない場合は「収入のない旨の届出書」（15 ページ）の提出をお願いします。

○提出方法

- ・世帯のどなたかが町の申告会場で申告する場合・・・申告会場に提出
 - ・町の申告会場で申告される世帯員がない場合・・・役場町民税務課または歌津総合支所に提出
- ※郵送で提出することも可能です。郵送先はこの手引きの表紙をご覧ください。

1-3 給与収入がある 【給与所得】

会社員（サラリーマン）だけでなく、パート・アルバイトなどの収入も含まれます。また、町の区長報酬や漁協の総代報酬なども含まれます。

準備する書類

- ・給与所得の源泉徴収票（紛失した場合は給与の支払先に再発行を依頼してください）
- ・給与所得の源泉徴収票が発行されていない場合は、給与明細や給与が振り込まれた通帳など給与・賃金の金額が分かる書類（勤務先にご確認のうえご準備ください）

1-4 公的年金等収入（国民年金や厚生年金など）がある 【雑所得（公的年金等）】

国民年金や厚生年金などの公的年金等収入がある場合は、年金支払者（日本年金機構など）から役場に対して「公的年金等年金支払報告書」が提出されるため、申告をしなくても未申告とはなりません。

ただし、公的年金等収入の合計金額が次に該当する場合で、源泉徴収票に記載されている控除以外の控除を追加する場合には申告が必要です。

- ① 65歳以上の場合（昭和36年1月1日以前生まれ） ⇒ 年金収入が148万円超
- ② 65歳未満の場合（昭和36年1月2日以降生まれ） ⇒ 年金収入が98万円超

※複数の年金を受け取っている場合は、その合計額で算出します。

※上記の金額を超えない場合は、申告は必要ありません。

準備する書類

- ・公的年金等の源泉徴収票（紛失した場合は日本年金機構などの年金の支払先にお問い合わせください）
- ※源泉徴収票の見方については12ページをご覧ください。

注意事項

- ・この項目で説明する公的年金等収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金は含まれません。非課税所得の申告については、2ページを参照してください。

所得税における年金所得者の確定申告不要制度について

所得税の確定申告においては、以下のいずれにも該当する場合、申告不要とされています。

- ①公的年金等の収入金額が400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

町県民税の申告においては、所得税の申告不要制度とは基準と異なりますのでご注意ください。

⇒年金が400万円以下でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、障害者控除等）以外の各種控除を受けるときは、申告が必要です。

⇒公的年金等に係る雑所得以外の所得があるときは、金額の多少にかかわらず申告が必要です。

1-5 個人年金などの公的年金以外の年金収入がある 【その他雑所得】

民間の生命保険契約等に基づく個人年金など、公的年金等以外の年金収入がある場合に該当します。公的年金等とは異なり、ご自分で申告が必要です。

準備する書類

- ・保険会社から送付される年金の支払調書（その年に支払を受ける年金額及び掛金の記載があるもの）

1-6 事業収入（漁業や農業、営業）や不動産収入がある 【事業所得・不動産所得】

事業とは生産、営利等の目的をもって継続的にする仕事のことをいい、漁業や農業、営業などによる収入がある場合に該当します。なお、開口だけの漁業や家事消費分だけの小規模農業の場合は、事業所得には該当せず、業務に係る雑所得としての申告が必要です。

また、土地や建物などの貸付による収入がある場合には、不動産収入として申告が必要です。

準備する書類 ・収入のわかる書類 ・必要経費のわかる書類（領収書など）
・前年度の収支内訳書（減価償却費がある場合）

自分で作成する書類 ・収支内訳書 ・帳簿

◆ 事業収入を申告するには、帳簿への記録（記帳）が必要です

漁業や農業など個人事業での収入がある方は、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を帳簿に記録（記帳）する必要があるほか、帳簿や請求書・領収書などの書類は一定期間保存することが法律で義務付けられています。所得金額を正しく計算するため、収入と経費に関する事項について「整然と、かつ、明瞭に」帳簿へ記録を行いましょ。

帳簿書類の保存期間

・収入金額や必要経費を記載した帳簿…7年 ・請求書や納品書、領収書などの書類…5年

帳簿に記帳する内容

帳簿の様式や種類には、特に定めはありませんが、個々の取引実態に応じて作成することが必要です。「売上」「雑収入等」「仕入」「経費」の区分ごとに ①取引の年月日 ②相手方(支払先)の名称 ③金額などを記載します。

なお、「経費」については、申告書と一緒に提出する「収支内訳書」と同様の科目を設定して、帳簿からそのまま転記できるようにすると、申告書の作成を円滑に行うことができます。

注 意 事 項

帳簿を作成していない場合は、事業収入とは認められず所得の区分を業務に係る雑所得として受付する場合があります。

また、帳簿を作成しても、その規模や期間などから事業所得とはみなせない場合もあります。詳細は、申告会場でお尋ねください。

◆ 収支内訳書について

「収支内訳書」とは、事業収入や不動産収入のある人が1年間（1月1日から12月31日まで）に生じた「収入」と「経費」を記載して、「所得」を算出するための大切な書類となります。

申告書に添付する必要がありますので、申告にお越しの際はあらかじめ収支内訳書を作成してから来場してください。収支内訳書を作成していない場合は受付できませんのでご注意ください。

収支内訳書の作成にあたっては、ご自身で作成している帳簿のほか、「収支内訳書の書き方」を参考にしてください。なお、収支内訳書の様式は、町からお送りした様式のほか、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

◆ 開口だけの漁業収入や家事消費だけの農業収入の申告について

うにやあわびなどの開口だけの漁業収入や、出荷・販売を行わない家事消費だけの農業収入の場合、事業収入には該当せず、業務に係る雑所得として申告することとなります。

なお、町の申告受付区分では、事業収入がある世帯の区分（受付区分AまたはB）となりますので、下記の日程でお越しください。

◆ 事業収入にかかる申告相談受付は、収入の合計金額により申告日程を設定しています

① 漁業や農業、営業などによる収入が100万円未満の世帯 ⇒ 【受付区分A】で来場してください
・志津川会場：2月16日（月）、20日（金）、27日（金） ・歌津会場：3月6日（金）、9日（月）

② 漁業や農業、営業などによる収入が100万円以上の世帯 ⇒ 【受付区分B】で来場してください
・志津川会場：2月18日（水）、26日（木） ・歌津会場：3月12日（木）、13日（金）

※事業収入の合計金額が1,000万円以上の人は、翌年以降の消費税申告が必要となりますので、税務署で説明や指導を受けてください。

1-7 上記以外の収入がある

◆ 土地・建物等を売却した収入がある 【分離譲渡所得】

土地・建物等を売却したことによる収入（譲渡収入）の申告は、売却した相手によって必要書類や税額の計算方法が異なります。

準備する書類

① 公共事業により国・県・市町村に譲渡した場合

- ・収用証明書 ・買取り等の証明書 ・買い取り等の申出証明書
- ・移転を伴う場合は移転費用の領収書

② 民間に譲渡した場合

- ・売買契約書の写し ・譲渡費用の領収書

※①・②ともに売却した資産の取得年月と取得価額が分かるものをお持ち場合は持参してください。

◆ 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金や懸賞当せん金などの収入 【一時所得】

準備する書類

- ・収入の内容、金額、必要経費等を証明できる書類

◆ 報酬や原稿料、講演料などによる副収入 【雑所得（業務）】

準備する書類

- ・収入のわかる書類 ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ・必要経費がある場合は、それを証明する書類

所得控除や税額控除など

2-1 社会保険料控除

本人、本人と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている社会保険料を支払ったり、給与・年金から差し引かれたりして納めた保険料がある場合に受けることができます。

対象となる保険料等

- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金 など

準備する書類

- ・対象となる保険料等の領収書（口座振替の場合は、引落とし通帳でも可）
- ・社会保険料（国民年金保険料など）控除証明書

注意事項

- ・給与所得や公的年金等の源泉徴収票に記載されている社会保険料の領収書や証明書は不要です。
- ・年金から特別徴収（天引き）されており、公的年金等の源泉徴収票に記載されている社会保険料を、他の家族の控除として追加することはできません。

2-2 小規模企業共済等掛金控除

本人が支払った小規模企業共済等掛金がある場合に受けることができます。

対象となる掛金等

- ・小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金
- ・確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金（iDeCo・イデコ）など

準備する書類

- ・支払った掛金の証明書

注意事項

- ・年末調整で既に控除が適用されている場合には、社会保険料の欄に内書きで記載されています。その場合、証明書の添付は不要です。

2-3 生命保険料控除

生命保険や介護医療保険、個人年金保険の保険料を支払った場合に受けることができます。

準備する書類

- ・生命保険料控除証明書

注意事項

- ・年末調整で既に控除が適用されている場合、証明書の添付は不要です。

2-4 地震保険料控除

損害保険契約等に基づいて支払った、地震等損害部分の保険料を支払った場合に受けることができます。

準備する書類

- ・地震保険料控除証明書

注意事項

- ・年末調整で既に控除が適用されている場合、証明書の添付は不要です。

2-5 寡婦・ひとり親控除

本人が寡婦またはひとり親である場合に受けることができます。それぞれの要件は以下のとおりです。

◆ ひとり親

現に婚姻していない人や配偶者が生死不明などの人で、次のいずれにも該当する場合

- ①合計所得金額が 500 万円以下であること
- ②生計を一にする子がいること
※総所得金額等が 58 万円以下で、他の親族の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る
- ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと

◆ 寡婦

上記のひとり親にあてはまらない人で、次のいずれにも該当する場合

- ①合計所得金額が 500 万円以下であること
- ②以下のいずれかに該当すること
 - ア) 夫と死別した後婚姻をしていない人、または生死不明などの人
 - イ) 夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族がいる人
- ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと

寡婦控除やひとり親控除を受けようとする人は、申告会場で担当職員に申し出てください。

2-6 勤労学生控除

本人が高校・大学などの生徒・学生で、合計所得金額が 85 万円以下で、かつ、勤労に基づく所得以外の所得が 10 万円以下の場合に受けることができます。

準備する書類

- ・在学証明書

2-7 障害者控除

本人や同一生計配偶者、扶養親族に一定以上の障害がある場合に受けることができます。障害の程度に応じて下表のとおり区分されます。

区分	手帳の種類	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	控除額 (町県民税)
特別障害者		1・2級	A	1級	30万円
障害者		3～6級	B	2・3級	26万円

なお、特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族が同居を常としている場合、同居特別障害者として、53 万円がさらに控除されます。

また、各種手帳を交付されていなくても、65 歳以上の高齢者で要介護認定を受けている場合、その程度に応じて障害者控除を受けられます。その際は、役場の保健福祉課から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けたうえで申告を行ってください。

準備する書類

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・障害者控除対象者認定書（役場の保健福祉課にて発行）

2-8 配偶者控除（配偶者特別控除）

本人と生計を一にする配偶者がいる場合に、控除を受けることができるもので、それぞれの合計所得金額に応じて控除額が異なります。

◆ 配偶者控除

本人の合計所得金額が 1,000 万円以下で、配偶者の合計所得金額が 58 万円（給与収入 123 万円）以下の場合に受けることができます。

◆ 配偶者特別控除

本人の合計所得金額が 1,000 万円以下で、配偶者の合計所得金額が 58 万円（給与収入 123 万円）超 133 万円以下（給与収入 2,016,000 円未満）の場合に、段階的に控除を受けることができます。

2-9 扶養控除

本人と生計を一にする合計所得金額が 58 万円以下の扶養親族がいる場合に受けることができるもので、年齢などの要件によって下表のように区分されます。

要件等 区分	所得要件	年齢要件	控除額 (町県民税)
扶養親族	合計所得金額 58 万円以下	16 歳以上 19 歳未満、23 歳以上 70 歳未満	33 万円
特定扶養親族		19 歳以上 23 歳未満	45 万円
老人扶養親族		70 歳以上	38 万円
(同居老親等)		(本人または配偶者の同居の直系尊属の場合)	45 万円

また、上表に該当しない場合でも、扶養親族について次のような控除などがあります。

◆ 特定親族特別控除

本人と生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族がいる場合で、合計所得金額が 58 万円（給与収入 123 万円）超 123 万円（給与収入 188 万円）以下の場合に、段階的に控除を受けることができます。

◆ 年少扶養親族（16 歳未満）

所得控除には該当しませんが、町県民税の非課税判定に影響する場合や、扶養の対象にしていなくて未申告の扱いとなる場合など、不利益が生じる恐れがありますので忘れずに申告をしてください。

なお、扶養親族に扶養親族に一定以上の障害がある場合には、扶養控除と併せて障害者控除を受けることができます。詳しくは、障害者控除の項目を参照してください。

準備する書類

- ・扶養親族の収入がわかるもの（源泉徴収票など）
- ・身体障害者手帳など障害の程度が分かるもの（扶養親族が障害者の場合）

記入する書類

- ・特になし ※昨年まで記入をお願いしていた「扶養控除の申出書」は不要となりました

注意事項

- ・扶養の範囲内の所得金額であるかどうか、源泉徴収票などで確認をよく確認を行ってください。
- ・年末調整や申告によって家族間で扶養が重複することがないように注意してください。
- ・世帯外に住む親族を扶養にとる場合は、扶養親族の住所をお尋ねすることがあります。

2-10 寄附金税額控除

国や地方公共団体、宮城県の共同募金会や日本赤十字社、県または町の条例で定められた公益法人等に対し、2千円を超える寄附金を支出した場合に受けることができます。

準備する書類

・寄附金の領収書（受領証）

注意事項

・ふるさと納税のワンストップ特例申請を行った場合でも、申告をする場合は、あらかじめ寄附金の領収書を持参のうえ申告する必要があります。

2-11 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

住宅ローンを利用してマイホームを新築・購入または増改築し、一定の要件を満たす場合に、入居した年以後の一定の期間、控除を受けることができます。

◆ 入居1年目（初めて住宅ローン控除の適用を受ける場合）の手続き

対象となる要件や必要となる添付書類が複雑であるため、あらかじめ税務署へお問い合わせください。

準備する書類（例）

・家屋及び敷地の登記事項証明書 ・工事請負契約書または売買契約書
・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 など

問合せ先

気仙沼税務署 電話：0226-22-6780

◆ 入居2年目以降（1年目の住宅ローン控除の申告がお済みの場合）の手続き

勤務先の年末調整で申告済みの場合は申告不要です。それ以外の場合、控除を受けるためには申告が必要となります。

準備する書類

・給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書
・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

2-12 医療費控除

医療費控除には、①医療機関や調剤薬局等で支払った通常の医療費控除 と ②特定の医薬品の購入費に対するセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）のふたつがあります。このふたつを併用することはできませんので、いずれか一方を選択してください。

◆ 通常の医療費控除

本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費が、一定の金額以上ある場合に受けることができます。

対象となる医療費（例）

・通院や入院にかかる診療・治療費 ・医薬品の購入費（一般の薬局での購入も可） ・歯科治療
※主にけがや病気の治療に要する費用が対象で、予防や健康増進、美容のための費用は対象外です。
・入院時の部屋代や食事代（自己都合の差額ベッド代は除く） ・介護施設等の利用料の一部
・医師が必要と認めた場合のおむつ代 ・出産費用

準備する書類

・加入している健康保険から送付される医療費通知（医療費のお知らせ）
・医療費の領収書 ・補てんされる金額のわかるもの（次頁「注意事項」参照）

自分で作成する書類

- ・医療費控除の明細書（13 ページ） ※1 枚で書ききれない場合は、コピーして使用してください

注 意 事 項

- ・補てんされる金額とは、生命保険からの保険金や加入する健康保険から支給される高額療養費などが該当し、この金額を支払った医療費から差し引いて医療費控除額を求めます。なお、申告までに補てんされる金額が確定していない場合は、見込額で計算してください。
- ・介護施設等の利用料については、支払った全額が対象とはならず、領収書に記載されている「医療費控除対象額」が該当となります。

◆ セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による医療費控除

健康診査や予防接種など、健康の保持増進や疾病予防のための一定の取組を行い、本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った特定の医薬品の購入費が 12,000 円を超える場合が対象となります。

対象となる医療費

対象となる特定医薬品には左のマークが記載されているほか、薬局のレシートに対象商品と分かる記号が記載されています。



準備する書類

- ・医薬品を購入した領収書、レシート
- ・一定の取組に関する書類

自分で作成する書類

- ・セルフメディケーション税制の明細書

※様式は、国税庁ホームページからダウンロードするか町民税務課・歌津総合支所に備え付けてあります。

注 意 事 項

- ・一定の取組に関する書類は、インフルエンザ等の予防接種の領収書や各種検診や定期健康診断、人間ドックなどの結果通知表などが該当します。

医療費控除の申告における注意事項

- 「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」をあらかじめ作成していない場合は受付できませんので、事前に作成をお願いします。
- 申告会場で医療費の領収書の提出は不要ですが、税務署や町から求められた時に提示・提出ができるよう、5年間保存する必要があります。
- 医療費通知（医療費のお知らせ）は、申告が始まる時期までに1月から12月までに支払ったすべての医療費についてのお知らせが届くものではありませんので、医療費通知に記載がない診療月に支払った分は、領収書から支払った医療費の額を計算してください。
- 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引くため、引ききれない金額があっても、他の医療費からは差し引きません（下図のとおり）。

≪医療費の明細書 記入例≫

		誤：補てん額をそのまま記入している		正：支払った医療費を限度にして記入	
		(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる額	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる額
A 病院での入院費	20 万円	200,000 円	誤り ⇒ 240,000 円	200,000 円	正しい ⇒ 200,000 円
入院の生命保険給付	24 万円	40,000 円	0 円	40,000 円	0 円
B 歯科での治療費	4 万円				
合計		240,000 円	240,000 円	240,000 円	200,000 円

源泉徴収票の見方

3-1 給与所得の源泉徴収票（見本）

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	(役職名)
			氏名 (フリガナ)
			名
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額
	円	円	円
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)	扶養親族の数 (本人を除く。)
有	円	人	人
無	円	人	人
特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料控除額	地震保険料/火災保険額
円	円	円	円
(摘要)			
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	円
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除(1回目)	円	円
	住宅借入金等特別控除(2回目)	円	円
(源泉-特別)控除対象配偶者	氏名	区分	配偶者の合計所得
	氏名	区分	国民年金保険料等の金額
	氏名	区分	基礎控除の額
	氏名	区分	所得金額調整控除額
控除対象扶養親族等	氏名	区分	1 6歳未満の扶養親族
	氏名	区分	2
	氏名	区分	3
	氏名	区分	4
未成年者	氏名	区分	本人が障害者等の有無
	氏名	区分	区別
支払者	住所(届部)又は所在地	氏名又は名称	(電話)

「年末調整で受けられる控除について」

以下に記載があるもの及び基礎控除は、年末調整で控除が適用できます。控除の詳細な内容については、該当ページを参照してください。

	控除の種類	該当ページ
A	配偶者控除 配偶者特別控除	P 8 2-8
B	扶養控除 16歳未満の扶養親族 障害者控除(本人以外) 特定親族特別控除	P 7 2-7 P 8 2-9
C	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除	P 6 2-1 2-2 2-3 2-4
D	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)	P 9 2-11
E	障害者控除(本人) 寡婦・ひとり親控除 勤労学生控除	P 7 2-5 2-6 2-7

「年末調整」とは？

給与の支払を受けている人は、所得税及び復興特別所得税を給与の支払の際に源泉徴収（天引き）されることとなっていて、その過不足額を精算する手続きのことを年末調整といいます。

扶養している親族の状況や、支払っている生命保険料などの支払証明書などを勤務先に提出している理由は、この精算（年末調整）を行うためです。

年末調整を行った結果、源泉徴収票に記載されている情報は「給与支払報告書」として、勤務先から役場へ提出されるため、年末調整が済んでいて内容に追加や変更がなく、他に収入がない場合は申告不要です。

3-2 公的年金等の源泉徴収票（見本）

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票														
支払を受ける者	住所又は居所													
	(フリガナ)													
	氏名				生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和				
						年		月		日				
区分	支払金額				源泉徴収税額									
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	千円				千円									
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	あ													
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分														
所得税法第203条の3第7号適用分														
本	源泉控除対象配偶者の有無*		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額			
	特別障害者	その他の障害者	ひとり親	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	え			
源泉控除対象配偶者			控除対象扶養親族			16歳未満の扶養親族								
(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分							
氏名			氏名			氏名								
(摘要)			(フリガナ)	区分		(フリガナ)	区分							
			氏名			氏名								
支払者	法人番号													
	所在地													
	名称										電話番号			

- ㊦ 公的年金等の支払金額が記載されています。
- ㊧ 本人の障害者控除、寡婦・ひとり親控除、配偶者控除に該当がある場合には、該当する欄に「*」などが記載されています。
- ㊨ 扶養親族の人数や扶養親族のうち障害者である人数が記載されています。
- ㊩ 年金から特別徴収（天引き）された介護保険料や後期高齢者医療保険料などがある場合は、その金額が記載されています。

➤ 支払金額が次の金額以下で、他の収入がない場合は申告不要です。

- ① 65歳以上の場合（昭和36年1月1日以前生まれ） ⇒ 年金収入が148万円以下
- ② 65歳未満の場合（昭和36年1月2日以降生まれ） ⇒ 年金収入が98万円以下

※複数の年金を受け取っている場合は、その合計額で算出します。

➤ 源泉徴収票の内容を確認し、配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの情報に漏れや誤りがあった場合は、申告の際に申し出てください。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者の氏名 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

※3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

※ 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

(2)「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

保険金などで補填される金額が確定申告書を提出する時まで確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。

なお、「領収書」枚ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「①医療費通知に記載された事項」に記入したものについては、記入しないでください。)

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額」欄

上記①(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが〇△病院に通院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
5月28日 診療：5,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
〇△病院計：12,000円 通院費計：1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療用器具の購入(いずれも通常必要なものに限り)などがあつた場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補填される金額
国税 太郎	〇△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、〇〇バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	

添付又は提示が必要な書類

● この「医療費控除の明細書」(添付)

● 医療費通知(原本※)「① 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限りです。(添付)

※ 令和3年分以後の確定申告書を提出する場合は、原本に代えて電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面(電子証明書等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。)を添付することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

● 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称(医療機関名等)を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間で自宅等で保管する必要があります。

○ 寝たきりの人のおむつ代

※ 介護保険法の要介護認定を受けている一定の要件を満たす方は、市町村長等が交付するおむつ使用の承認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

医師が発行した「おむつ使用証明書」

○ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

温泉療養証明書

○ 指定運動療法施設の利用料金

運動療法実施証明書

○ ストマ用器具の購入費用

ストマ用器具使用証明書

○ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

※点線から切り取って提出してください。

令和 年分 収入のない旨の届出書

提出日 令和 年 月 日

南三陸町長 あて

住 所 南三陸町

世帯主氏名

電 話 番 号

令和 年中（令和 年1月1日～令和 年12月31日）において、下記のとおり収入のないこと、または非課税所得のみであったことを届け出します。

記

氏 名	生 年 月 日	該当するものに☑して下さい		
		収入なし	非課税年金	そ の 他 非課税所得
	大 昭 平 令 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	大 昭 平 令 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	大 昭 平 令 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	大 昭 平 令 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	大 昭 平 令 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	大 昭 平 令 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	大 昭 平 令 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	大 昭 平 令 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	大 昭 平 令 年 月 日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- ・『収入なし』とは……何も収入がなかった方
- ・『非課税年金』とは……遺族年金、障害年金などの非課税年金を受給していた方
- ・『その他非課税所得』とは……失業保険などの非課税所得のみの方

※非課税年金やその他非課税所得以外の収入がある場合は、別途申告をしてください。

※申告により扶養控除等を受けようとする場合の「扶養控除の申出書」は提出不要となりました。

記入例**令和7年分 収入のない旨の届出書**提出日 令和 **8**年 **1**月**30**日

南三陸町長 あて

住 所 南三陸町 **志津川字沼田101番地**世帯主氏名 **歌津 太郎**電 話 番 号 **0226-46-1372**

令和**7**年中（令和**7**年1月1日～令和**7**年12月31日）において、下記のとおり収入のないこと、または非課税所得のみであったことを届け出します。

記

氏 名	生 年 月 日	該当するものに☑して下さい		
		収入なし	非課税年金	その他 非課税所得
歌津 花子	大 平 昭和 59年10月1日 令	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

収入がなくても申告は必要なの？

収入が全くない場合や非課税所得のみの場合、町県民税が課税されることはありませんが、申告をしないと、町で所得の情報が把握できず未申告の扱いとなります。

役場で取り扱う行政サービスには、所得の情報を用いて審査・算定するものが数多くあります。このため、収入が全くない場合や非課税所得のみの場合（配偶者控除の対象または家族の扶養となっている場合を含む）でも必ず申告を行ってください。

○申告をしないと・・・

- ・ 所得に関する証明書の交付が受けられない
- ・ 国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅の家賃などが高額になる
- ・ 医療や介護、福祉サービスの利用者の負担額が高額になる など

収入がない場合は「収入のない旨の届出書」の提出をお願いします。

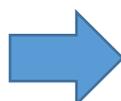
《役場の申告会場に来場する前の最終確認》

～お忘れ物はありませんか？申告会場に来場される前にもう一度確認をお願いします～

- 「申告チェックリスト」の該当項目のチェックを行い、持参しましたか？
- 「申告チェックリスト」裏面で、受付日程・受付時間を確認しましたか？
- 「町県民税申告の手引」で申告する所得や控除についての「準備する書類」「自分で作成する書類」「記入する書類」を確認し、すべて揃っていますか？
- 以下のいずれかのマイナンバー関係書類は持参しましたか？
 - ① マイナンバーカード
 - ② マイナンバー記載の住民票と運転免許証などの身元確認書類
- 所得税の還付を受ける場合、預金通帳やキャッシュカードなどの口座情報のわかるものはお持ちですか？

- 世帯の収入内容や収入金額によって申告受付日程が違いますので、収入の内容などをよく確認してから来場してください。なお、受付区分が異なる日に来場された場合は受付できませんのでご注意ください。
- 申告会場は、どの日程も午前中の早い時間帯に混雑する傾向があります。比較的少ない待ち時間でご案内できる午後の部の来場をご検討いただくなど、混雑緩和へのご協力をお願いいたします。
- 世帯の収入が給与・年金のみの場合は、【事前予約制】による申告をぜひご利用ください。予約方法は表紙をご覧ください。
- 営業収入や農業収入、不動産収入がある人については、必ず収支内訳書の作成をお願いします。収支内訳書を作成されていない場合は受付できません。
- 医療費控除を受けられる人に関しても、医療費控除の明細書を作成されていないと受付できません。

「収入のない旨の届出書」を郵送により提出する場合は、宛名としてこちらを切り取って封筒に貼ってお使いください。
※封筒・切手はご自身でご用意ください



〒986-0725
南三陸町志津川字沼田101番地
南三陸町役場町民税務課 税務係
(住民税担当) 行き



令和8年度 町県民税申告の手引

令和7年12月作成
南三陸町町民税務課